

諮 問

鳥取県環境審議会

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項に基づく騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域、騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項に基づく特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域、騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）の別表備考により知事が定める区域、振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項に基づく振動を規制する地域及び悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条に基づき悪臭を規制する地域を、別添のとおり指定することについて、貴審議会の意見を求めます。

平成22年1月7日

鳥取県生活環境部長 法橋 誠

